

固定価格買取制度（FIT）に対する提言

2012年2月

公益財団法人 自然エネルギー財団

提言ポイント

1. 買取価格・期間

(1) 買取価格・期間の設定

- ・ 再生可能エネルギーへの民間投資を促進するためには、「透明性」、「長期性」、「確実性」(Transparency, Longevity and Certainty: TLC) が不可欠な要素である。したがって、買取価格・期間の設定においては、価格設定・調整ルールの明確化や、価格等における長期的な将来の見通しの提示、制度の予見可能性の向上を踏まえた制度設計を行うべき
- ・ 買取価格は、民間投資を確実に促すために、全ての発電方式¹において、発電事業プロジェクトの IRR(税引前の内部収益率)が7%程度を確保できる水準で設定すべき
- ・ 買取期間は、各発電方式の発電設備の使用可能期間を考慮し、少なくとも各発電方式の発電設備の法定耐用年数よりも長期間で設定すべきであり、原則として20年間とすべき。また、20年以降は回避可能原価を下回らない価格で買取を継続すべき
- ・ 地熱や小水力、バイオマスは、設備の導入費用の単価がそのスケールによって大きく変わる発電方式については規模に応じた買取価格設定を行うべき
- ・ 発電事業プロジェクトに対する買取価格とその適用期間は、各発電方式の事業開発のリードタイムを考慮し、事業開発の各段階の中でなるべく早い時期に決定すべき

(2) 買取価格・期間の見直し

- ・ 買取価格や期間の頻繁な見直しは、再生可能エネルギー事業者や投資家、製造業者等の事業計画に大きく影響するため、買取価格・期間は数年先までの見通しを示し、予見可能性を高めるよう努める
- ・ 定期的な見直しに加え、短期的に大幅な価格低下が期待される太陽光については、前年度の設備導入量に応じて逡減率を調整する方法を補完的に取

¹ 太陽光、風力、地熱、小水力、バイオマス

り入れ適切な価格調整がなされるようにする

(3) その他

- ・ 再生可能エネルギー電気の発電量を増加させることを目的とした設備の取り換えや改良等、既存設備の出力増強（リパワメント）についても本制度の対象とすべき。リパワメントの定義は発電設備ごとに基準を定める必要があるが、原則として、発電設備の主要部分（タービン、水車、発電機等）を取り換える場合とする
- ・ 設備導入の補助金については原則として廃止することを前提に、事業開発の調査支援等については別途、補助制度を設けるべき
- ・ 再生可能エネルギー電気の環境価値（CO2削減効果など）は再生可能エネルギー事業者に帰属することを明示すべき

2. 接続義務・優先給電

(1) 接続義務

- ・ 接続義務について買取を行う電気事業者（送電網の運用管理を行う）の恣意性を排除するために、接続義務条項が該当しない例外ケースについて具体的にガイドライン等により示すべき
- ・ 接続拒否の場合の挙証責任は電気事業者にあることを明示化し、当該理由の書面による速やかな公表を義務付けるべき。また、電気事業者はその障害をどのように改善できるかを具体的なタイムスケジュールと共に示すべき
- ・ 電気事業者による系統接続に係る決定に対して期限を設定すべき

(2) 優先給電

- ・ 再生可能エネルギー電気を最大限活用するために、再生可能エネルギー電気に対する優先給電を保証すべきである。再生可能エネルギー電源に対する出力抑制はあくまで最終手段として位置付ける。

(3) 損害賠償及び補償

- ・ 電気事業者に対して接続拒否による再生可能エネルギー事業者への損害賠償責任を負わせるべき
- ・ 出力抑制などによって、再生可能エネルギー事業者が予め契約した電力量の供給ができなかった場合に対しては、電気事業者による補償を行うよう義務付けるべき

(4) 費用負担

- ・ 系統接続に要する費用について再生可能エネルギー事業者と電気事業者の責任分担を明確化し、再生可能エネルギー事業者は最短距離までの系統接続費用を負担し、電気事業者は系統増強・改善費用や、最短距離以外の系統接続地点への接続のための追加費用を負担することを明記すべき

- (5) 系統に関する情報公開及び送電線の整備
- ・ 再生可能エネルギーの潜在量が大きい地域については、国の積極的な関与の下、基幹送電線の整備を適切な時期までに行うべき
 - ・ 国および送電網を運用する事業者は、中長期を見据えた送電線整備の具体的な計画を策定すべき
 - ・ 系統接続に係る公平性を担保するため、電気事業者は送電網の系統容量、変電所能力等のデータをウェブ等において開示すべき

3. 手続き・組織

- (1) データの公表
- ・ 公平かつ透明性のある手続きを実施するため、電気事業者、再生可能エネルギー事業者、国はFIT制度に関連するデータをモニタリングの対象として公表すべき。特に系統接続に係るデータは電気事業者による恣意的な接続拒否等を排除するため全て公表すべき
- (2) 新たな第三者機関の設置
- ・ 送電網への接続等に係る紛争解決組織は電気事業者の影響を排除し、公平性が担保された新たな第三者機関を設置すべき
- (3) 系統接続に係る協議の効率化に資するガイドライン・ルールの策定
- ・ 系統接続に係る協議を効率化し、再生可能エネルギー事業者、電気事業者双方の負担を軽減させるため、ガイドライン・ルールを策定すべき
- (4) 進捗報告書の策定及び公表
- ・ FIT制度の進捗状況を確認するため、政府は定期的に設備導入量や発電量、導入費用等に関する進捗報告書を策定し（例えば四半期に一回程度）、公表すべき

固定価格買取制度（FIT）に対する提言 本編

目次

はじめに	2
1. 買取価格・期間	3
1.1 原則	3
1.2 提案	3
(1) 買取価格・期間の設定	3
(2) 買取価格・期間の見直し	5
(3) その他	6
2. 接続義務・優先給電	7
1.1 原則	7
1.2 提案	8
(1) 接続義務	8
(2) 優先給電	9
(3) 損害賠償及び補償	10
(4) 費用負担	11
(5) 系統に関する情報公開及び送電線の整備	12
3. 手続き、組織	12
1.1 原則	12
1.2 提案	13
4. その他	14

はじめに

本提言は、公益財団法人自然エネルギー財団（JREF）と NPO 法人環境エネルギー政策研究所（ISEP）が、国内外の専門家を招き 2011 年 12 月に開催した「固定価格買取制度（FIT）に係る国際ワークショップ」²の議論や、国内の再生可能エネルギー事業者へのヒアリング結果、海外事例調査等を参考に自然エネルギー財団の責任においてまとめたものである。³

なお、本提言では、多くの項目においてドイツの FIT 制度に関する法律（Renewable Energy Sources Act, EEG）を参考としているが、これはドイツの FIT 制度が以下のような優位性を有していることによる。

- ・ 1992 年より、電力会社との問題や国民の理解等の経験を経て、現行制度にたどり着いており、平等性・バランスが良く、成功を収めていること
- ・ 過去 10 年間、風力発電や太陽光発電投資において世界市場をリードしていること
- ・ スペインで見られたような極端な太陽光発電バブルを起こしていないこと
- ・ 実施データに基づいた透明性の高い制度であること
- ・ 各関係者の責任関係を法律上で明確化し、分かりやすい制度であること
- ・ 太陽光発電については買取価格設定において一次的な行き過ぎがあったりしたもの、その後の対応が早く対応が適切に行われたこと
- ・ FIT 導入諸国間における経験共有において中心的な役割を果たしていること

本提言が日本の FIT 制度設計の参考となり、日本の再生可能エネルギーの促進に寄与するものとなれば幸いである。

なお、本提言書の策定に際しては、国内外の多くの専門家より助言を頂いた。特に、以下の方々からは、海外の豊富な経験に基づく助言を多く頂いた。

Dr. Dorte Fouquet (European Renewable Energies Federation/ Lawyer)

Dr. Eric Martinot (Institute for Sustainable Energy Policies)

Dr. Martin Pehnt (Institute for Energy and Environmental Research)

Mr. Toby D. Couture (E3 Analytics)

² 会議資料等は JREF ホームページより参照可能

(http://www.jref.or.jp/action/event_20111208.html)

³ 財団理事である山地憲治氏は新たに設置される固定価格買取制度に係る調達価格等算定委員会の委員候補であるため、本提言書への直接的な関与は差し控えている。

1. 買取価格・期間

1.1 原則

- ・ 本制度は、再生可能エネルギーへの民間投資を呼び込むために一定期間、固定価格での買取を保証するものであるが、「透明性」、「長期性」、「確実性」(Transparency, Longevity and Certainty: TLC)⁴は民間投資を促進するために不可欠な要素である。政府は、買取価格・期間の設定において、設定ルールを明確化し、長期的な将来の見通しを示し、制度の予見可能性を高めるよう努めるべきである。
- ・ 買取価格が低すぎる（また、買取期間が短期過ぎる）場合には、再生可能エネルギー事業者（以下、再エネ事業者）及び投資家の投資採算性が確保できず再生可能エネルギー発電設備の導入が進まないため、FIT 制度（以下、本制度）の目的が達成できない。一方、買取価格が高すぎる（また、買取期間が長期過ぎる）場合には、再エネ事業者及び投資家に多大な利益をもたらし、過剰投資につながる恐れがある。本制度は広く薄く電力ユーザーより賦課金という形で負担を求めるものであり、制度の継続には国民の理解が不可欠なため、価格設定は再生可能エネルギーの導入促進と過剰利益の抑制のバランスを考慮しつつ慎重に設定する必要がある。

1.2 提案

(1) 買取価格・期間の設定

- ・ 第三条 2 の調達価格について、再生可能エネルギー事業者が受けるべき適正な利潤や費用等を勘案して定めるものとしている。また、附則第七条において、施行後 3 年間は調達価格は利潤に特に配慮するものと規定している。これらの条項を踏まえ、の買取価格は、全ての発電方式において発電事業プロジェクトの IRR (内部収益率) が 7%程度を確保できる水準で設定すべきである。⁵

⁴ “Paying for Renewable Energy: TLC at the Right Price” DB Climate Change Advisors, Deutsche Bank Group, December 2009

参考：ドイツ及びスペインにおける買取価格設定における IRR の設定方法

ドイツ

目標 IRR は他国と比べてやや低い 5~7% に設定し、過剰利益を最小限に抑えている。また、技術開発途上にある洋上風力についてはリスクの高い技術として高めの IRR を前提としている。

スペイン

IRR は各技術のリスクに応じて設定している。低リスク技術として、太陽光、陸上風力はそれぞれ、7%、8% とし、高リスク技術のバイオマス、洋上風力、潮力はそれぞれ、9-10%、9% 以上、10% 以上と設定している。また、国の導入目標からの乖離度も踏まえて IRR を調整している。

- また、本制度は、現在事業化されていない立地等においても事業化の促進を後押しするための制度であるため、買取価格の設定に際して参考とする費用については、既存設備の費用だけでなく、立地等の困難性より建設を断念した設備の費用を考慮して設定すべきである。
- 買取期間については、各発電設備の使用可能期間を考慮し、少なくとも法定耐用年数よりも長期間で設定すべきである。全ての設備について 20 年間で設定すべきである。
- 第三条の調達価格及び調達期間について、再生可能エネルギー発電設備の区分、設置の形態及び規模ごとに価格及び期間を定めることとされているが、再生可能エネルギーは技術によって特性が異なるため、以下のような点に留意しつつ、価格・期間の設定を行うべきである。

買取価格設定における各技術の留意点

技術	留意点
太陽光	<ul style="list-style-type: none">• 大規模設備（メガソーラー）と中小規模設備で異なる価格設定を行う• 土地の有効活用の観点から設置場所（例えば埋立地を優遇し設置の促進を図る等）によって異なる価格設定を行う• 価格設定においては、モジュール価格だけでなく、周辺機器や架台等の価格も考慮して設定する• 住宅用太陽光については他の発電設備と事業環境が異なるため、買取期間等について適切な設定を行う

風力	<ul style="list-style-type: none"> ・ 陸上風力と洋上風力には異なる価格設定を行う ・ 小型風力の促進を図るため小型風力には異なる価格設定を行う ・ 一般的に日本は欧州に比べ風況が良くないこと、また建設費が20～30%高いこと等を考慮した価格設定を行う
地熱	<ul style="list-style-type: none"> ・ スケールメリットが大きいため規模に応じた価格設定を行う
小水力	<ul style="list-style-type: none"> ・ スケールメリットが大きいため規模に応じた価格設定を行う
バイオマス	<ul style="list-style-type: none"> ・ 廃棄物の有効活用の観点からバイオガスも対象とする ・ 熱利用の促進を図るため、総合効率の高いものを優遇した価格設定を行う ・ 既存の木材流通システムとの整合性を図れるよう、副産物利用を促すレベルでの価格設定を行う ・ 生態系への影響など環境影響評価基準を別途検討する

- ・ 買取価格の決定時期は、再生可能エネルギー技術によっては事業開発期間が数年から10年程度要するものもあり、買取価格の見通しがつかなければ事業の不確実性が増し、結果として事業化を困難にする恐れがある。したがって、買取価格の決定は、事業実施計画に基づいて経済産業大臣が認定するタイミングとする。開発のリードタイムが長い地熱発電や風力については環境アセスメント等が終了し開発許可が得られた時点とする等の考慮をすべきである。

(2) 買取価格・期間の見直し

- ・ 第三条の調達価格及び調達期間について、毎年度（必要があると認めるときには、半期ごとに）見直すことが規定されている。太陽光のように短期的に大幅な価格低下があり、頻繁な価格見直しが必要な技術がある一方で、地熱や風力のように短期的に大幅な価格低下が見込まれず、頻繁な価格見直しを必要としない技術もある。適切な頻度での価格見直しは適正な利潤に抑える効果を持つ一方、事業の収益性が買取価格に依存する再エネ事業においては、価格・期間の見直しは事業の不透明性を増す恐れがある。
- ・ また、再生可能エネルギーの事業開発のリードタイムは大きく異なり、例えば地熱は10年程度、風力は3-4年程度に対して、メガソーラーは半年～1年程度、住宅用太陽光は数か月程度である。リードタイムの長い地熱や風力について、調達価格や調達期間が半期、1年程度で見直された場合、事業者は将来の収益見通しが不透明となるため事業計画を立てられなくなる。
- ・ 買取量の上限枠の設定（Cap）については、フランスで採用されている技術ごとに上限枠を設定する方法や、オランダで採用されている予算で上限枠を設定する方法、スペインの太陽光発電で採用されている四半期ごとに上限枠を設定し、上限枠のカ

バー率に応じて価格を調整する方法等があるが、いずれの方法も年度途中で導入量が急減する可能性があり、民間投資にとって大きなリスクとなるため望ましくない。

- ・ 以上を踏まえ、買取価格の見直しについて以下の通り提案する。
 - 再エネ事業者や投資家、製造業者等の予見可能性を勘案し、数年先までの買取予定価格を示す
 - 全ての発電設備について、十分な価格データや設備導入実績に基づき作成された評価報告書に基づき定期的に見直す
 - また、定期的な見直しに加え、価格低下が見込める太陽光については、買取価格の見直しの要件を設定し (Trigger)、要件を満たす場合に価格を見直すルールとする。具体的には、導入実績やコストが当初より大きく外れる場合には、再エネ事業者の適正な利潤を確保する範囲内において、買取価格を予め決められた方法に基づいて調整する。買取価格調整方法については、ドイツの制度を参考として、前年度の設備導入量に応じて逡減率を調整する等の方法が考えられる。

参考：ドイツにおける太陽光発電設備に適用される買取価格低減率（2012年1月以降）

基準逡減率を年率-9%とした上で、前年1年間に新規登録された設備容量が想定の3,000MWと±500MW以上乖離した場合には、逡減率を以下の通り調整する。

想定よりも導入量が上回った場合 →以下の閾値で逡減率をそれぞれ拡大	想定よりも導入量が下回った場合 →以下の閾値で逡減率をそれぞれ縮小
3,500MW：3%（合計逡減率 -12%）	2,500MW：-2.5%（合計逡減率 -6.5%）
4,500MW：6%（同 -15%）	2,000MW：-5%（同 -4%）
5,500MW：9%（同 -18%）	1,500MW：-7.5%（同 -1.5%）
6,500MW：12%（同 -21%）	
7,500MW：15%（同 -24%）	

(3) その他

- ・ 既存設備の出力増強（リパワメント）は、本制度の対象に加えることによって実施が促進され、再生可能エネルギー電気の発電量の増大に寄与することから、リパワメントによる発電量の増加分については新規設備と同様に本制度の対象とする。リパワメントの定義は発電設備ごとに基準を定める必要があるが、原則として、発電

設備の主要部分（タービン、水車、発電機等）を取り換える場合とする。

- ・ 再生可能エネルギー発電設備導入補助金に関しては、本制度の趣旨と反するため原則として廃止すべきである。ただし、再生可能エネルギー発電の潜在量を最大限に活用するため、事業開発調査支援等については別途、支援制度を設けるべきである。
- ・ 再生可能エネルギー電気の環境価値（CO₂削減効果）は、一義的には再エネ事業者に帰属しており、その用途（維持、グリーン電力証書としての販売、電気事業者への販売等）については再エネ事業者が判断できるものとする。また、買取価格の設定に際しては、当該環境価値を欧州の排出権価格等を参考に金銭価値に置き換え、当該収益を考慮すべきである。

2. 接続義務・優先給電

1.1 原則

- ・ 再生可能エネルギー電気の接続義務化・優先給電のルール化は本制度の成否を決める重要な項目である。再生可能エネルギー電気の系統接続要請に対して、電気事業者が系統安定性への悪影響等を理由とした接続拒否は FIT 制度導入各国で見られる電気事業者による常套手段である。このような電気事業者の恣意的な判断によって、再生可能エネルギー電気の系統への接続を拒否されるようなことがないよう、ルールを明確化すると共に、判断に係る透明性の確保が不可欠である。
- ・ 系統接続要請に対する判断において、現状では明確な期限や基準、標準手続き等が定められていないため、再エネ事業者にとって大きな投資リスク（資金調達コストの上昇等）や業務負担となっている。したがって、系統接続に係る判断基準や回答期限、明確な手続きの整備は法律の下で規定されるべきである。
- ・ 系統接続に係る基準やルールが法律の下で規定されることによって、再エネ事業者は事業計画段階において予め想定される接続費用を見積もることが可能となる。逆に、それらがルールで明確化されず、従来通り電気事業者による個別判断に委ねられた場合には、再エネ事業者は事前に接続費用を想定できず、投資リスクを増大させる。
- ・ 系統接続費用の計算においては、送電費用と配電費用を区分し、再エネ事業者には適切な費用負担を求めべき。
- ・ またこれらの原則は下記に書くような様々な項目のすべてにおいて、ルールと責任の所在を明確化し、法的に義務化をし、それを速やかに実行することにおいてのみ実効性を持つ。

1.2 提案

(1) 接続義務

- ・ 第四条の契約義務条項において、「電気事業者の利益を不当に害するおそれがあるとき」として、電気事業者に対して再生可能エネルギー電気の供給契約についての義務が適用されないケースもあることを示している。また、第五条二の接続義務条項において、「電気の円滑な供給の確保に支障が生ずるおそれがあるとき」として、電気事業者に対して再生可能エネルギー電気の接続義務を適用しないケースもあることを示している。電気事業者の恣意的な判断によって当該条項が適用されることがないように、以下を提案する。
 - 電力事業者に接続拒否を認める具体的なケースをガイドライン等により示すこと
 - 接続拒否に対する挙証責任は電気事業者にあり、当該理由をホームページ等による公表を義務付けること
- ・ 再生可能エネルギー発電事業者（以下、再エネ事業者）から系統への接続が求められた場合には、電気事業者に対して、速やかに、最短距離の系統への接続を行うことを求める。

※参考：ドイツ再生可能エネルギー法 (Renewable Energy Sources Act : EEG)
第5条1項 (§5(1))

“Grid system operators shall immediately and as a priority connect installations generating electricity from renewable energy sources and from mine gas to that point in their grid system (grid connection point) which is suitable in terms of the voltage and which is at the shortest linear distance from the location of the installation if no other grid system has a technically and economically more favourable grid connection point...”

- ・ 再エネ事業者のリスク回避、負担軽減のために、接続に係る決定についての期限を設定すべきである。

EEG, §5(5)

“Insofar as it is necessary for the determination of the grid connection point and for the planning of the grid system operator in accordance with section 9, those interested in feeding in electricity and grid system operators must submit to each other, upon request and within eight weeks, the necessary documentation, in particular the grid system data required to test and verify the grid compatibility.”

ドイツの法律では、系統接続に係る決定を行うのに必要なデータの提出を自然エネルギー事業者及び系統運用者に対して、8週間以内に提出することを義務付けている。

- ・ 系統接続に係る費用の種類を整理を行う。原則として、系統までの接続費用は再生可能エネルギー事業者が負担し、系統増強費用は電気事業者が支払うルールとする。ただし、最短距離以外への系統接続を電気事業者が求める場合には、責任の所在を明確にするため、当該追加費用は電気事業者の負担とすべき。
- ・ 再生可能エネルギー電気の買取及び送電保証を確実に担保するために、再エネ事業者が系統への供給を要請した場合には、電気事業者に対して直ちに系統接続に必要な措置を実施することを求めるべきである。
- ・ また、系統の不安定化等のリスクがあるとして系統接続を拒否する場合には、電気事業者に対して挙証責任を負わせ、直ちにリスクの根拠等について公表することを義務化すべき。

EEG, §9(1)

“Upon the request of those interested in feeding in electricity, grid system operators shall immediately optimise, boost and expand their grid systems in accordance with the best available technology in order to guarantee the purchase, transmission and distribution of the electricity generated from renewable energy sources or from mine gas. They shall inform the installation operator without delay as soon as the risk arises that technical control will be assumed over their installation in accordance with section 11(1) first sentence; the expected time, extent and duration of the control shall be communicated. The grid system operator shall immediately publish the information required in accordance with the second sentence above on his website and shall thereby describe the affected regions of the grid system and the reasons for the risk.“

ドイツの法律では、再エネ事業者が系統への電力供給を要請する場合には、当該電力の買取・送電・送電・配電保証を行うために、系統運用者は、利用可能な最善の技術をもって系統システムの最適化、強化、増強を速やかに実施することを義務付けている。

(2) 優先給電

- ・ 再生可能エネルギー電気を最大限活用するために、再生可能エネルギー電気に対する優先給電を保証すべきである。再生可能エネルギー電源に対する出力抑制はあくまで最終手段として位置付ける。

- ドイツのエネルギー事業法 (Energy Industry Act) 第 13 条では、系統の安全・信頼度維持を目的とした対策の優先順位を規定している；
 1. 送電ネットワークの切り替え等による混雑解消
 2. 需給調整契約負荷の調整、混雑が相殺する方向への融通実施、系統運用者が確保している予備力による調整潮流（再給電）
 3. 給電指令による再生可能エネルギー電源に対する出力抑制

(3) 損害賠償及び補償

- ・ 第五条 3 項及び 4 項において、電気事業者が正当な理由なく、接続を行わない場合には、経済産業大臣が勧告、命令を行うこととされているが、接続拒否によって再エネ事業者が被った損害に対して損害賠償を求めることができる旨を具体的に示すべきである。

EEG, §10(1)

In the event that the grid system operator violates his obligations under section 9(1), those interested in feeding in electricity may demand compensation for the damage incurred. The liability to pay compensation shall not apply if the grid system operator was not responsible for the violation of the obligation.

- ・ また、電気事業者が系統安定化等を目的として、再エネ事業者に対して出力抑制を要請する場合には、当該措置により予め契約した買取電力量の減少に伴う損害に対して補償を行うよう規定すべきである。

EEG, §11

Notwithstanding their obligation in accordance with section 9, grid system operators shall be entitled, by way of exception, to take technical control over installations connected to their grid system ...

1. the grid capacity in the respective grid system area would otherwise be overloaded on account of that electricity,
2. they have ensured that the largest possible quantity of electricity from renewable energy sources and from combined heat and power generation is being purchased, and
3. they have called up the data on the current feed-in situation in the relevant region of the grid system.

EEG, §12(1)

The grid system operator whose grid system gives rise to the need for the assumption of technical control under section 11(1) shall compensate those installation operators who, on account of the measures under section 11(1), were not able to feed in electricity to the extent agreed upon. Where no agreement has been reached, the lost tariffs and revenues from the use of heat less the expenses saved shall be paid.

ドイツの法律では、再生可能エネルギー発電事業者に対して出力抑制が要請され、予め契約した量の電力量が供給できなかった場合には、系統業者は再生可能エネルギー発電事業者に対して補償をしなければならないとされている。また、出力抑制の対象は 100kW 以上の設備に限定されている。⁶

(4) 費用負担

- ・ 系統接続に要する費用に関し、再エネ事業者と電気事業者の責任分担を明確にすべきである。原則として、最短距離の系統接続地点までの送電線敷設費用については、再エネ事業者が負担し、系統強化等に係る費用は電気事業者が負担すべきである。

EEG, §13,14

Section 13 Grid connection

(1) The costs associated with connecting installations generating electricity from renewable energy sources or from mine gas to the grid connection point as defined under section 5(1) or (2) and with installing the necessary metering devices for recording the quantity of electricity transmitted and received shall be borne by the installation operator.

(2) If the grid system operator assigns the installations a different grid connection point in accordance with section 5(3), he shall bear the resulting incremental costs.

Section 14 Capacity expansion

The grid system operator shall bear the costs of optimizing, boosting and expanding the grid system.

ドイツの法律では、系統接続に係る費用に関して再エネ事業者と系統運用者がそれ

⁶ 一方、系統安定化対策としての出力抑制に対しては補償対象外（Energy Industry Act 第 13 条）

ぞれ負担すべき項目を明確に区分している。特に、系統運用者が最短距離以外の系統接続地点への接続を再エネ事業者に対して指示した場合には、追加費用は系統運用者が負担すべきことを明示的に規定している。

(5) 系統に関する情報公開及び送電線の整備

- ・ 風力の潜在量が大きい北海道や東北地域については、その潜在量を最大限に活かすためにも基幹送電線の整備を行うべきである。その実現のために、発送電分離を行い、国の積極的な関与の下で送電線の整備を行うことも検討すべき。また、送電線の整備には時間を要することから、環境省の実施したポテンシャル調査等を参考として、再生可能エネルギーからの電力供給潜在量が多い地域を特定し、早急に送電線の新增設のための10年、20年を見据えた具体的な計画を策定すべきである。
- ・ 再生可能エネルギー電源の系統接続に係る手続きコストの削減や連系に係る不確実性の低減のため、電気事業者は地域の系統における混雑状況、再生可能エネルギー電気の連系可能量等に係るデータ再生可能エネルギー電気について最新情報をウェブサイト等で公表すべき。
 - カナダのオンタリオ州電力公社（Ontario Power Authority）⁷やノバスコシア電力（Nova Scotia Power）では、各地域の再生可能エネルギー電気の受け入れ可能容量等の系統に係る情報を Google map を活用し、位置情報と共にウェブ上で公開している。これにより、再エネ事業者新規建設に際して、事前に系統接続に関する一次スクリーニングを実施することが可能となっている。

3. 手続き、組織

1.1 原則

- ・ 本制度は再生可能エネルギー電気の導入量拡大を民間投資を促進することにより実現するものであり、基準・ルールの明確化、判断における客観性・透明性の確保が不可欠である。したがって、制度設計においては、可能な限り、基準・ルールを明確化し、判断の客観性・透明性の確保に努め、再生可能エネルギー事業に携わる主体全てにとって予見可能性の高い制度とするよう努める必要がある。
- ・ また、投資において買取価格・期間が決定的に重要となるが、適正な買取価格・期間の設定においては、網羅的で質の高いデータが不可欠である。したがって、制度運用においては、質の高いデータの収集と公表を行うべきである。
- ・ 発電事業で競合する電気事業者自身による判断は不公平性や不透明性が排除できないため、電気事業者より独立した第三者機関を設置し、連系における再エネ事業者と電気事業者間の紛争処理等を行うことが望ましい。系統接続に係る判断が、第

⁷ <http://fit.powerauthority.on.ca/connection-availability-resources>

三者機関の下で客観的に行われることは、再エネ事業者にとって投資リスクの低減をもたらし、再生可能エネルギー市場の健全かつ安定的な成長に寄与する。

1.2 提案

- 公平かつ透明性のある手続きを実施するために、電気事業者及び再エネ事業者、国は本制度に関連するあらゆるデータを公表すべきである。特に系統接続に係るデータ（連系受入可能量、混雑状況、拒否する場合には根拠、対応までに要する期間等）については、電気事業者による恣意的な接続拒否の恐れを排除するために必須である。また、再エネ事業者側に対しても、適正な買取価格の設定や系統強化に向けた将来導入見通しなど、本制度の健全な運用において重要となるデータの速やかな提出を求めるべきである。

EEG, §45, 52

Section 45 Basic principle

Installation operators, grid system operators and utility companies shall make available to each other without delay the data required for the nationwide equalization scheme in accordance with sections 34 to 39, in particular those referred to in sections 46 to 50. Section 38 shall apply mutatis mutandis. Data recorded and published in the Register of Installations to be established in accordance with section 64(1) first sentence no. 9 shall no longer be transmitted in accordance with sections 45 to 52 from the date of publication of the data.

Section 52 Data to be made public

(1) Grid system operators and utility companies shall publish on their website

1. any details in accordance with sections 45 to 49 immediately after their transmission, and

2. the report concerning the ascertainment of data they have provided in accordance with sections 45 to 49, without delay after 30 September of any given year, and retain this information until the end of the following year; section 48(1) shall remain unaffected.

(2) The information and the report must enable a qualified third party to fully understand the equalized quantities of electricity and tariff payments without further information being required.

ドイツの法律では原則として、再エネ事業者、系統運用者、電気事業者それぞれに

対して情報提供・開示を求めると共に各自の役割を明確に規定している。また、系統運用者や電気事業者に対して、購入・送電量等に係るデータを一定期限までにウェブ上で公表し、第三者がアクセスできるようにすることを求めている。

- ・ 系統接続等に係る紛争解決組織としては現状の（社）電力系統利用協議会（ESCJ）は電気事業者からの独立性及び判断の透明性の観点から問題があり、新たな第三者機関の設置が必要である。
- ・ また、接続に係る協議を効率化し、再エネ事業者、電気事業者双方の負担を軽減させるため、ガイドライン・ルールを策定すべきである。
- ・ 買取価格・期間等制度設計の状況、系統接続に係る紛争処理の状況、再生可能エネルギー導入の見通しなど、本制度の進捗状況を確認するため、政府は定期的に設備導入量や発電量、導入費用等に関する進捗報告書を策定し（例えば四半期に一回程度）、公表すべきである。

4. その他

再生可能エネルギーの導入促進には、本制度の実施と並行して、以下に挙げる政策を確実に実施していくことが不可欠である。

- ① 環境影響評価（環境アセスメント）等の手続きの効率化
- ② 再生可能エネルギー発電事業実施に係る各種規制改革の確実な実施及び進捗状況の管理のための独立機関等の設置
- ③ 国民との十分な対話を元にした、再生可能エネルギー導入目標の早急な設定
- ④ 企業や消費者が自由に電源を選択できる開かれた電力小売市場の構築
- ⑤ 送配電部門の中立性を担保するための発送電分離の実施

以上